

千葉市消防職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市規則第 4 6 号

千葉市消防職員委員会規則の一部を改正する規則

千葉市消防職員委員会規則（平成 8 年千葉市規則第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(委員会の会議等) 第 9 条 委員会の会議は、毎年度 <u>の前半に</u> <u>1 回開催することを常例とする</u> <u>とともに、必要に応じ</u> 開催する。 2 ～ 7 [略]	(委員会の会議等) 第 9 条 委員会の会議は、毎年度 <u>1 回以上</u> 開催する。 2 ～ 7 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。